

Ⅲ 建物系共済金請求関係

【事案Ⅲ-1】自然災害共済金請求

・ 平成 26 年 3 月 31 日 裁定打切り

＜事案の概要＞

平成 23 年 3 月発生地震災害により損傷した建物の損害評価の査定に関して、共済団体が内部用として定めた査定基準（以下、査定基準、という）に基づいた適正な査定がされておらず、査定基準に基づいた算式にて申立人が再計算したところ、損害割合の程度が 100% となり全損扱いとなることから、火災共済金額 1,500 万円に支払割合 50%（地震の場合）を乗じた 750 万円を支払え、との申立内容である。

＜申立人の主張＞

自然災害共済金 750 万円を支払え、との判断を求める。

- （1）共済団体が建物損害割合を算定するのに使用する査定基準においては、建物の損害割合は建物の構成部分ごとに損害の程度を算出する、と規定している。
- （2）申立人は、共済団体から提供された査定基準に基づき、申立人自ら建物の損傷具合を確認し査定基準に当てはめて算定したところ、外周の長さ 44m に対し外周の損傷が 44m であったことから本案件建物の被害の程度は 100% となる。「基礎の被害の程度」が 50% を超えた場合は、査定基準によると全損認定となる旨が記載されており、本案件の建物についても全損として認定されるべきである。
- （3）しかしながら、共済団体は、基礎の損傷 44m のうち後面 18m だけを基礎の損傷と設定し、他の部分と併せて全体の損害割合は 48%、支払われる合計共済金は 360 万円と提示・主張していた。
- （4）また、軸部についても、共済団体は「基礎全体」が傾斜していると認めているにもかかわらず、118 本の柱のうち、目視できる 42 本の柱のみについて傾斜による損害を認定したにとどまっている。本建物の家屋を設計した設計会社に確認したところ「柱は全て土台（基礎）に固定されており、基礎全体が傾斜しているにもかかわらず 42 本の柱だけが傾斜することはありえない、仮にそのような現象が発生すれば家は破壊するであろう」との回答も得られている。
- （5）申立人は共済団体に対し査定根拠となる資料の提示と説明を依頼してきたが、虚偽の主張を繰り返したうえ、説明に窮して「査定基準による査定が適さないと共済団体が判断した場合、見積もりや外部鑑定等による損害の決定を行うことになる」等と別の査定方法を主張した。

- (6) 申立人としては、査定基準に基づく共済団体の決定であれば納得するが、基準に基づかない査定である以上納得できない。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人は、共済が行った建物損害査定について、査定基準の解釈適用及びそれに関する共済団体の回答内容に納得いかないことを理由に本件申立てを行っている。
- (2) 自然災害付建物共済における「損害の額」は約款・事業規約により「共済団体が決定する」こととなっているが、共済団体は簡易迅速に損害の額を算出できるように内部資料として査定基準を用意し、調査員が対象物件を調査した後に、その査定基準に基づいて損害の額を算出する運用を行っている。もっとも、簡易迅速な損害額算出を目的として策定している査定基準には限界があり、査定基準による損害額の算出になじまないと考えられるケースについては、共済契約者から損害回復のための見積書を提出してもらったり、共済団体側で外部鑑定を行う等によって損害の額を算出する運用を行っている。
- (3) 共済団体は査定基準に基づいて損害の額を算出し、申立人に対して 360 万円の共済金を提示したが、申立人は、上記の提示額及びそもそもの損害の算定額に納得せず、申立人が入手した本来部外秘の査定基準に基づいて様々な主張を行っている。
- (4) 共済団体はこれまで申立人に対して、数度に渡り 360 万円の提示根拠を提示するとともに、査定基準は共済団体内部資料であって外部に開示することができないのが原則であり、査定基準の解釈適用に関する話し合いに応じることはできないことを説明しているが、平行線のまま本件申立てに至っている。
- (5) 査定基準に基づく損害額の算出に申立人が納得しない以上は、査定基準によらない方法、具体的には申立人から見積書を提出してもらい、あるいは共済団体の外部鑑定に協力してもらったうえで改めて損害額を算出していく他はない。

＜裁定の概要＞

共済団体から、債務一部不存在事件として訴訟提起の予定があることから裁定手続規則第 13 条第 2 号に基づく裁定手続の中断の申請があり、審議会がこれを認めた。

その後、債務一部不存在確認請求事件として裁判所に訴訟を提起し受理された旨の報告が共済団体からなされたため、裁定手続規則第 16 条第三号および同第 28 条第二号に規定する事由に該当することから、本裁定申立案件については裁定審議を打ち切るとともに、同第 30 条第 1 項第二号により裁定手続を終了する旨、両当事者に通知した。